

「民生委員・児童委員」Q & A



民生委員・児童委員とは？



- 地域の誰もが安心して生活できるよう、**地域福祉を支えるボランティア**で、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員として位置づけられています。
- 給与はありません（無報酬）が、活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は活動費として支給されます。



どのような活動をするの？



- 地域住民の一員として、住民からのさまざまな生活上の困りごとや心配ごとにに関する相談に応じ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担っています。
- 高齢者や障がい者世帯等を見守る「訪問活動」、子育て中の親子や高齢者が孤立しないための居場所や仲間づくりなどを目的とした「サロン活動」、登下校時の子どもの安全を守るために「あいさつ運動」などを行っています。
- すべての民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、地区民生委員児童委員協議会に属し、多くの仲間とともに協力しながら活動します。そのため地域活動に慣れていないなくても安心して活動できます。



どのような人がなれるの？



- 資格や専門知識は不要です。ただし、住民からの相談に応じるため、住民の個人情報を守って頂ける方にお願いしております。
- 働きながらや子育てをしながら活動されている方も多くおられます。活動する日が決められているわけではありませんので、都合のつく範囲で、無理のない活動で構いません。
- 長く仕事をされてきて、地域活動になかなか参加できなかった方が、定年後になられることも多くあります。地域との繋がりは誰もが初めから持っているものではありません。民生委員・児童委員活動を通して、地域との繋がりが広がっていきます。



民生委員・児童委員になるには、どうしたらいいの？



- 選任については市及び各校区ごとに設置される推薦会において実施されます。
- 任期は3年で、3年おきに全国で一斉改選が行われます。また、欠員が出た場合は、随時選任が行われます。
- まずは自分が住む地域の自治会長さんや区役所などに状況を聞いてみましょう。



民生委員・児童委員活動を紹介した動画は、こちら

全民児連

Q 検索



福岡市の民生委員・児童委員に関する情報はこちらから

福岡市 民生委員

Q 検索



福岡市民生委員児童委員協議会<事務局>

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

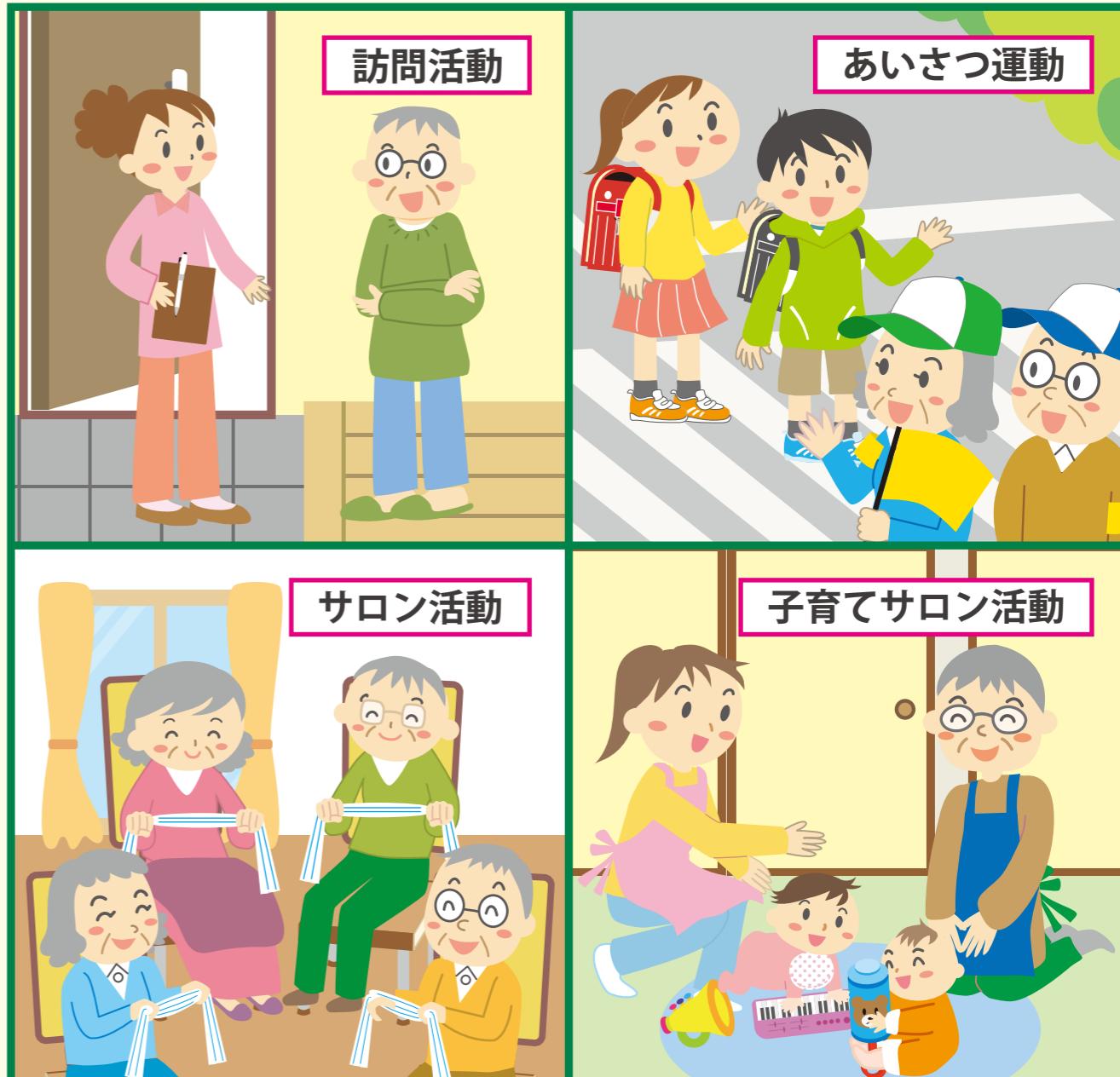
福岡市福祉局地域福祉課内

TEL 092-733-5346 FAX 092-711-4232

あなたも

「民生委員・児童委員」 になってみませんか？

身近な地域福祉の相談役、地域福祉を支えるボランティア

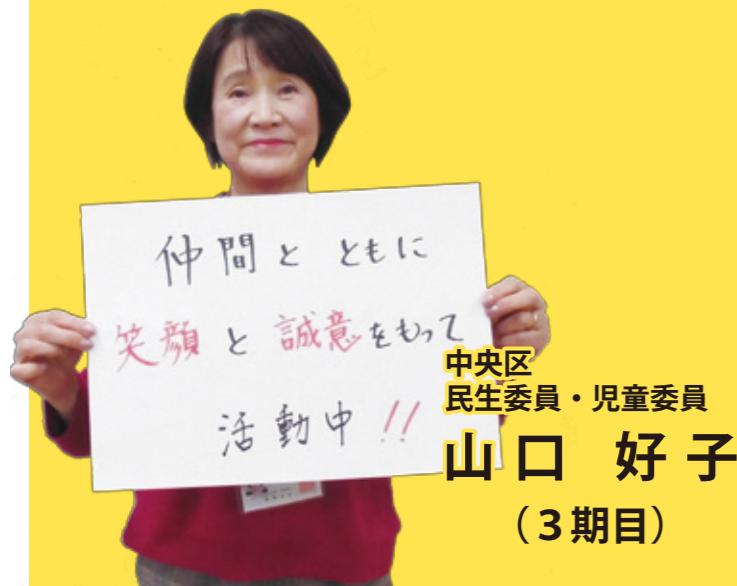


福岡市民生委員児童委員協議会

児童委員

なつてよかつた 民生委員・児童委員

協力し、支え合い、ともに学ぶ仲間がいます。一緒に、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを目指しませんか。



児童に関する事項を専門とする「主任児童委員」として活動を行っています。子育てサロン活動やあいさつ運動などを通して、子どもの健全育成に携わりながら、成長をそばで見守り続けることができます。



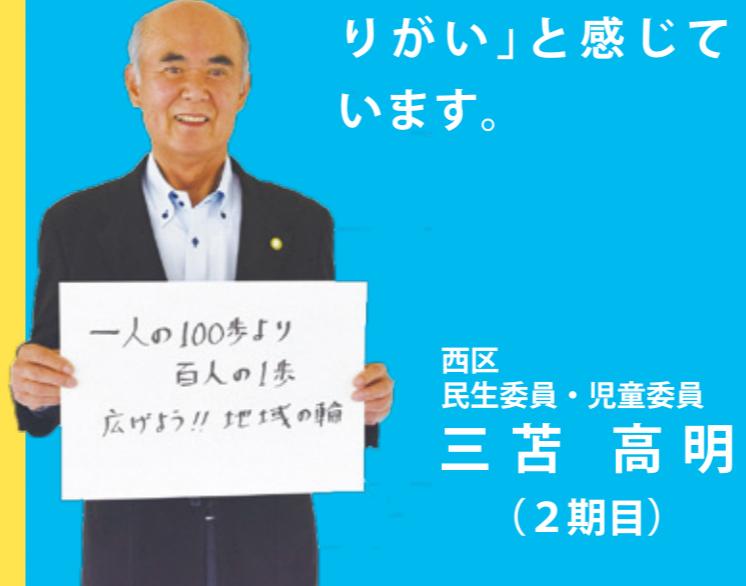
サロン活動や高齢者の見守り活動を通し地域の人との繋がりも増し、地元愛と隣人愛が深くなりました。皆と楽しく活動をしてみませんか。



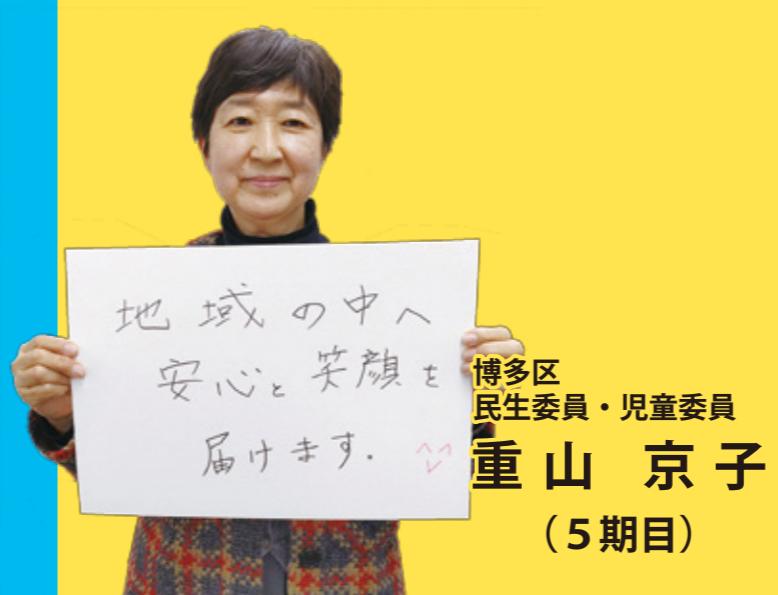
児童に関する事項を専門とする「主任児童委員」として活動を行っています。子育てサロン活動やあいさつ運動などを通して、子どもの健全育成に携わりながら、成長をそば

で見守り続けることができます。

「支え合う住みよい社会地域から」地域住民や自治会・社協・いきいきセンターなど関係機関と連携し活動しています。多くの人と出会い、話し、繋ぎ、そして学び、それを「喜び」や「やりがい」と感じています。



地域の「パイプ役」として、皆様に安心と笑顔を届けています。また民生委員の仲間と校区の行事に楽しく参加しています。一緒に笑顔からはじめませんか？



活動は仲間と支えあいながら行っています。一人じゃありません。みんながいます。それは地域のみなさんにもお伝えしたいメッセージです。



地域や福祉について理解が深まり、相談された方の困りごとが解決したときはやりがいを感じます。また活動を通して仲間が増えました。地域住民の一員として、地域のために

仲間と一緒に活動しましょう！

